

平成18年2月1日

提 言

～今後の海上災害防止センターのあり方について～ 海上防災事業に係る検討委員会

「海上防災事業に係る検討委員会」(以下「本委員会」という。)は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が、

- ①我が国の海上防災体制及び危機管理体制上欠かせない組織であること
- ②約30年の実績を積んだ実務・実態上も欠かせない存在であること

を認識し、

また、その一方では、

- ③海上流出油の防除などの防災措置業務は採算の取れない事業であり、事故等に対応していない平時における事業が確立されていないこと
- ④運営費交付金の交付がない状況下で自己収入の確保に努めてきたが、現状のままでは平成20年度から始まる第二期中期計画の財政見通しが立たないこと
- ⑤第一期中期目標において、国土交通大臣より「防災措置業務のより効率的・効果的な実施について検討を行う」旨を指示されていること

等の課題を抱えていることを考慮しながら、防災措置業務のあり方に焦点を当て、その財政基盤の確保・強化を視野に入れつつ、今後のセンターのあり方及びその具体的な実施方策等について総合的な検討を行った。

その結果、本委員会は、種々の事故等を背景にした安全対策及び環境保護に対する社会の関心の高まり、さらには「2000年の有害危険物質による汚染事故への準備、対応及び国際協力に関する議定書(OPRC-HNS議定書)」の発効及びそれに伴う国家的体制構築の機運の高まり等の中で、センターに対する社会一般の期待は増大している状況を痛切に認識し、センターが諸課題を克服しつつ、引き続き独立行政法人として我が国の海上防災体制及び危機管理体制上重要な役割を担うことを切望して、次の提言を行うものである。

提言1: センターの心構え

我が国はエネルギー源のほとんどを海外からの輸入に頼っており、タンカーによる危険物の海上輸送は我が国の経済発展に欠かせないものである。

センターは、そうした油及び有害液体物質の流出事故、タンカー火災等の海上災害が発生した場合に対応する危機管理組織であり、国民の生命及び財産の保護という重要な役割を担っていることに疑いを挟む余地はないものと確信している。

センターは、この崇高な責務を自覚し、一層の自己改革を推進するとともに、自己の持つ能力を高め、これを活かして、社会のニーズに適確に対応できるよう積極的に業務を展開していかなければならない。

提言2: HNS事故対応体制の構築

我が国は平成19年度中にもOPRC-HNS議定書を批准する見通しである。センターはこれまでにHNSデータベースを作成した他、有害液体物質から発生する人体に有害な蒸気の抑制及び流出物質を固化し回収するための方策等HNSに関する種々の調査研究を行うとともに、実際の有害液体物質流出事故への対応も行ってきた。

センターは、これらの成果及び実績をHNS事故対応に有効活用できるよう、資機材の整備を図り、人的対応能力を確保し、我が国のHNS事故対応体制の中核を担う必要がある。

提言3: 火災対応能力の強化

HNS事故対応に関しては、流出した白もの油及び有害液体物質の可燃性蒸気による火災・爆発に対する備えとして消防能力が求められている。

このためセンターは、東京湾に配備している2隻の消防船を活用し、自ら積極的に火災対応業務に取り組むとともに、センターと共同して消火活動に当たる現場の事業者に対し、蓄積した消火技術や消火に関するノウハウ等を積極的に提供することにより、我が国の海上火災対応能力の強化を図る必要がある。

提言4: 臨海部防災対応業務への取り組み

センターは、平成9年に日本海で発生したナホトカ号事故にも適確に対応するなどその流出油防除能力は高く評価されている。また、センターは油流出に備え防除資機材を多数保有するとともに、あらかじめセンターと契約し発災時にセンター傘下で資機材・人員を動員できるネットワークを構築している。

今後は、こうした利点を活かし、臨海部の石油コンビナート区域にある石油企業にも防災対応のサービスを提供することにより、我が国の防災体制の一層の向上に貢献することが望まれる。

提言5: 業務の効率化・高機能化

センターは、不断に業務の効率化・高機能化を図るため、海上防災に有益な技術・手法等の調査研究を継続的に行い、これらの成果を活用・応用して事業の実施に努める必要がある。

提言6: 経営基盤の強化

センターは、提言2の「HNS事故対応体制の構築」、提言3の「火災対応能力の強化」及び提言4の「臨海部防災対応業務への取り組み」の実現に向けて積極的に努力するとともに、これらを通して受益者負担を前提とする適切な事業を構築し、透明性を有する自己収入及び適確に事業を実施し得る体制を確保し、独立行政法人として自立した経営を図らなければならない。

それでもなお防災措置業務勘定の採算見通しが困難な場合には、運営費交付金の投入等の措置について国に要請することが望まれる。